

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外2名

被告 [REDACTED] 外2名

答 弁 書

令和5年11月21日

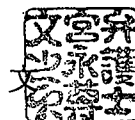
札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

〒060-0001

札幌市中央区北一条西10丁目 原田ビル5階

楡法律事務所 (送達場所)

被告恵庭市 代理人 弁護士 宮 永 尊



電話 011-251-6103

FAX 011-251-6104

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 訴状第1「事案の概要」について
争う。

被告恵庭市は、虐待の事実を認識しておらず、隠蔽も放置もしていない。

- 2 同第2「当事者」について

(1) 同1「原告ら」について

ア 同(1)「原告■■■■」について

原告■■■■の生年月日、年齢及び■■■■牧場で住んでいた事実は認め、その余は不知。

イ 同(2)「原告■■■■」について

原告■■■■の生年月日、年齢及び■■■■牧場で住んでいた事実は認め、その余は不知。

ウ 同(3)「原告■■■■」について

原告■■■■の生年月日、年齢及び■■■■牧場で住んでいた事実は認め、その余は不知。

(2) 同2「被告ら」について

ア 同(1)「■■■■■■■■■■」について

■■■■の生年月日、■■■■が■■■■牧場の牧場主であった事実、■■■■が平成3年5月1日から平成23年4月30日までの20年間、恵庭市議会議員であった事実、平成17年6月2日から平成19年4月30日までの間は、同議会議長であった事実、育恵会の会長であった事実及び妻が被告■■■■であった事実は認め、その余は不知。

イ 同(2)「被告■■■■■■■■■■」について

被告■■■■が■■■■の妻である事実及び被告■■■■が■■■■とともに■■■■牧場の運営を行っていた事実は認め、その余は不知。

ウ 同(3)「被告■■■■■■■■■■」について

被告■■■■が、■■■■と被告■■■■の子である事実及び被告■■■■が両親と共に■■■■牧場の経営を行っていた事実は認め、その余は不知。

エ 同(4)「被告恵庭市」について

認める。

(3) 同3「被告関係者」について

ア 同(1)「**■**牧場」について

■牧場が**■**、被告**■**及び被告**■**が恵庭市内において農業と酪農を経営していた事実、法人化されてない事実、平成28年ころ酪農部門が経営破綻した事実は認め、**■**牧場が原告らを住み込みで雇用していた事実は否認し、酪農部門破綻後も被告**■**により農業部門の経営が続いていた事実は不知。

原告らは、住み込みで**■**牧場に雇用されていたと主張するが、**■**牧場（**■**及び被告**■**）は、いわば里親に該当する。

里親とは、知的障害児福祉施設を退所する年齢になった知的障害児の生活の場を提供するため受け入れ、家業を手伝わせる者をいう。雇用者ではなく養護者として存在しており、知的障がい者の衣食住の面倒を見るほか、日中は家業を手伝わせることにより社会参加を実現させていたもので、**■**牧場のような牧場主にとり知的障がい者は、「家事使用人」と表するの
が妥当である。

イ 同(2)「育恵会」について

認める。

3 同第3「**■**牧場における原告らに対する障がい者虐待の経緯」について

(1) 同1「原告らの**■**牧場住み込み開始」について

■牧場が昭和48年より前から存在していた牧場である事実、原告らが**■**牧場に住み込みを開始した時期については不知、原告らが働くという意味が労働者で働くという趣旨であれば否認する。

前記のとおり、**■**牧場は原告らの里親という養護者であり、原告らは**■**牧場にとり家事使用人に過ぎない。

(2) 同2「原告らの劣悪な生活環境」について

ア 同(1)について

原告らの居住場所については認める。

イ 同(2)について

各小部屋に電気は通っていた事実、トイレは1つで共同利用していた事実、部屋には水道はなく外部の水道を使用していた限りで事実を認め、その余は不知。

ウ 同(3)について

不知。

(3) 同 3 「原告らの過酷な奴隷労働」について

ア 同(1)について

不知。

イ 同(2)について

不知。

(4) 同 4 「 牧場関係者による原告らの金銭搾取」について

ア 同(1)について

不知。

イ 同(2)について

不知。

ウ 同(3)について

不知。

エ 同(4)について

不知。

4 同第 4 「被告恵庭市による虐待の把握」について

(1) 同 1 「 牧場の衰退」について

平成 28 年には 牧場の酪農部門が閉鎖となった事実は認め、その余は不知。

(2) 同2「被告恵庭市による原告らの存在及び虐待可能性の把握」について

ア 同(1)について

認める。

但し、被告恵庭市も第三者からの情報提供により知ったに過ぎない。

イ 同(2)について

第1段落の事実は認め、第2段落の事実は否認する。

■が元市議会議員であり、元議長であったことは本件に関与した被告恵庭市職員であれば誰もが知っていたことであり、かつ、障がい福祉課（以下単に「障がい福祉課」という。）においても■が元市議会議員（議長）であった事情により■に付度するような動機・必要性はそもそもなく、「対応に気をつけるようにとの伝達」はそもそも存在しない。

「対応に気をつけるようにとの伝達がなされた」などの記載（甲17、10頁）は、■が元市議会議員、元議長であることを知り、当時から障がい福祉課の業務に非協力的態度を示していたe-ふらっとの職員である訴外■の邪推若しくは被告恵庭市に対する意趣返し（被告恵庭市にとっては意趣返しされる要素は全くないが）に過ぎない。

ウ 同(3)について

第1段落の事実は認め、第2段落の事実は否認する。

当時、障がい福祉課においては、■牧場の酪農部門の閉鎖により原告らの■牧場における里親生活が困難になることを危惧し、グループホーム等への移転、その前提として療育手帳の取得を目指していた。

そして、療育手帳を取得するために札幌市中央区にある北海道立心身障害者総合相談所（以下「総合相談所」という。）において療育手帳の可否判定をしてもらう必要があった。そのため、障がい福祉課は、e-ふらっとに送迎の支援を依頼していた。

原告らは、e-ふらっとには原告らに関するそれ以上の情報は共有されな

かったなどと主張するが、e-ふらっとには上記説明を行っており、それ以上何の情報を提供するのか。原告らの主張はあたかも被告恵庭市が虐待可能性を認識しつつe-ふらっとに対し、情報を与えなかったという含みを持たせた主張であり、極めてミスリーディングと言わざるを得ない主張である。

(3) 同3「被告恵庭市による虐待の事実の把握及び隠蔽」について

ア 同(1)について

第1段落及び第2段落の事実は認め、第3段落の事実は否認する。

第3段落の事実の主張は、前記のとおり含みを持たせた主張に過ぎず、極めてミスリーディングな主張である。

イ 同(2)について

平成28年12月22日に被告恵庭市障がい福祉課の担当者らが■■■■牧場を訪問した事実は否認し、甲17号証の記載の限りで認め、その内容の真実性については不知。

被告恵庭市障がい福祉課の担当者らが■■■■牧場を訪問したのは、平成28年12月27日である。

ウ 同(3)について

(ア) 同アについて

同(ア)については不知。

同(イ)については認める。

同(ウ)については否認する。

あくまで虐待可能性について考慮しながら行動しなくてはならないと障がい福祉課としての一般論を説明しただけであり、虐待可能性があるかと判断した上で恵庭市として早めに介入していきたいとの説明をした事実はない。

被告恵庭市としてはあくまで原告らの療育手帳の取得を目指して行動

していた。

同(エ)については認める。

(イ) 同イについて

不知。

5

エ 同(4)について

e-ふらっとの職員が1人同行すると■■■■主査に連絡があった事実は認め、
e-ふらっと内での判断経緯については不知。

もつとも、後記のとおり e-ふらっとは、恵庭市障がい者相談支援事業委
託契約において相談支援センターで実施する業務及び業務内容として、
10 「その他、恵庭市が必要と認める業務」を受託する義務があるにもかかわらず
（乙1、恵庭市障がい者相談支援事業仕様書6(4)、「単なるタクシー
代わりであり、それはできない」という結論を導き出しており、e-ふらっ
と自体か担当職員の判断かは不明であるが、自らの職責を果たさず、委託
者である被告恵庭市の指示も受け入れなかった。

15

以上のとおり、e-ふらっとの被告恵庭市に対する非協力的態度は明らか
であり、本件訴訟も被告恵庭市に対しては、e-ふらっと職員の実事と異な
る事情を記録した資料に基づき提起されたものである。

オ 同(5)について

第1段落は認める。

20

第2段落はe-ふらっとが状況を確認もせずに虐待と主張していた限り
で認める。

第3段落は否認する。

障がい福祉課においては、原告らがプレハブに住んでいた事実を確認し
ていたが、プレハブに住んでいるだけでは虐待とはならない。

25

第4段落は否認する。

障がい福祉課がe-ふらっとに対し原告らの総合相談所への送迎を依頼し

たのに、依頼を受けもせず虐待だというのであれば、原告らが総合相談所に行く方法についてはe-ふらっとには頼まず市で考えるという趣旨の発言をしたにすぎない。

カ 同(6)について

争う。

5 同第5「その後の事情」について

(1) 同1「原告らの■■■■牧場退去」

第1段落のうち令和2年2月に■■■■が死亡した事実、同人の死亡後原告らが■■■■牧場を退去し、転居した事実は認め、被告■■■■がe-ふらっとに相談した事実は不知、そこから(被告■■■■の相談から)原告らが支援に繋がったことは否認する。

被告恵庭市は、後記のとおり平成28年7月ころより、原告らの■■■■牧場からの退去も見越してe-ふらっとと一緒に支援を行っていた。

第2段落は不知。

(2) 同2「被告■■■■及び被告■■■■に対する通知書の発送」について

不知。

6 同第6「被告■■■■及び被告■■■■に対する法的請求」について

(1) 同1「■■■■、被告■■■■及び被告■■■■による原告らに対する不法行為」について

ア 同(1)「■■■■、被告■■■■及び被告■■■■による原告らに対する権利侵害行為」について

(ア) 同ア「原告らの預貯金(年金収入)の着服」について

争う。

(イ) 同イ「原告らの奴隷労働」について

争う。

イ 同(2)「故意、損害及び因果関係」について
争う。

ウ 同(3)「共同不法行為の成立」について
争う。

エ 同(4)「原告らの損害」について

(ア) 同ア「金銭着服による経済的損害」について
争う。

(イ) 同イ「精神的損害」について
争う。

(ウ) 同ウ「弁護士費用」について
争う。

(エ) 同エ「合計」について
争う。

(2) 同2「労働契約に基づく賃金請求」について

ア 同(1)「労働契約の成立」について

原告らの労働者性及び労働契約の成立については争う。

■らは、原告らにとって里親であり養護者であった。

原告らは、住居及び食事を提供したことが「賃金」と主張する。

しかし、行き場のない障がい者に対し、「親」であるなら住居及び食事を提供することは当然である。

原告らは、何らかの労働力を提供していたかもしれないが、それをもって労働契約が成立した「労働者」とするの誤りである。

イ 同(2)「最低賃金法違反」について
争う。

ウ 同(3)「原告らに支払われるべき賃金額」について

(7) 同アについて

第1段落は不知。

第2段落は争う。

(イ) 同イについて

争う。

何故、年金支給日である15日が賃金支払日となるのか主張理由が不明である。

(ウ) 同ウについて

争う。

3万5000円を控除する根拠が不明である。

(エ) 同エについて

争う。

(3) 同3「合計請求金額」について

同(1)及び同(2)は争う。

(4) 同4「消滅時効」について

ア 同(1)「不法行為に基づく損害賠償請求権」について

第1段落及び第2段落は不知、その余は争う。

イ 同(2)「労働契約に基づく賃金請求」について

同アは不知、同イは争う。

7 同第7「被告恵庭市に対する法的請求（国家賠償請求）」について

(1) 同1「障害者虐待防止に関する基本理念」について

ア 同(1)「憲法」について

認める。

イ 同(2)「障害者権利条約」について

認める。

ウ 同(3)「障害者基本法」について
認める。

エ 同(4)「小括」について
特に争わない。

5 (2) 同 2 「障害者虐待防止法の趣旨・目的」について

ア 同(1)について
認める。

イ 同(2)について
認める。

10 ウ 同(3)について
認める。

(3) 同 3 「使用者による障害者虐待に対する一般的な市町村の義務」について

ア 同(1)「障害者虐待に対する一般的な市町村の義務」について

(ア) 同アについて
認める。

15 (イ) 同イについて
認める。

イ 同(2)「使用者による障害者虐待に対する一般的な市町村の義務」につい
て

20 (ア) 同ア「障害者虐待防止法に基づく使用者による虐待に対する市町村の
義務」について

a 同(ア)について
第 1 段落は認め、第 2 段落は特に争わない。

b 同(イ)について
認める。

25 c 同(ウ)について

調査義務があることは認める。

但し、同(ア)記載のとおり通報ないし虐待届出を受けたとき若しくは市自ら虐待の事実を認識していた場合に調査義務は生じるのであり、やみくもに調査する義務までではない。

5 (イ) 同イ「知的障害者福祉法に基づく市町村の義務」について

a 同(ア)について

認める。

b 同(イ)について

認める。

10 c 同(ウ)について

認める。

(ウ) 同ウについて

認める。

ウ 同(3)「本件における事情に鑑み特に被告恵庭市に課される義務」について

15 て

(ア) 同アについて

認める。

(イ) 同イについて

第1段落は争う。

20 住み込み先で虐待を含む日常生活上の問題が知的障がい者に生じる可能性があると主張は根拠がない。

また、住み込み先の隣人や住み込み先に出入りする者も存在するのであるから目が行き届かないという主張も根拠を欠く。

第2段落は争う。

25 具体的に障害者総合支援法のどの条文を参照すれば原告らの主張に繋がるのか全く不明である。

同法の条文が根拠とすることについて具体的に主張されたい。

また、同法が被告恵庭市の具体的な作為若しくは不作為義務に繋がるのか明らかにされたい。

(4) 同4「 牧場関係者の行為の法的評価」について

5 ア 同(1)について

争う。

 や被告 らは、原告らを住み込みで働かせていたものではない。

原告 は、昭和51年より 牧場に住み込んでいたと主張するところ、当時、知的障がい児の多くは中学校卒業と同時に知的障害者設を退所しなければならず、また、家族の援助も期待できなかったため牧場経営者や養豚事業者などがそれら知的障害児を引取り生活の面倒を見ながら家業を手伝ってもらっていたという歴史がある。

また、原告 及び原告 は途中で 牧場に住み込みしたものであるが、牧場に住み込みした状況は原告 と同様の状況にあった。

15 イ 同(2)について

(7) 同アについて

争う。

 及び被告 らは、原告らの「里親」であり原告らは家事使用人という立場にある。

20 里親が使用者に該当するか否かについて被告恵庭市は、平成28年6月9日、別の障害者虐待案件で北海道労働局雇用環境・均等部指導課を訪ね確認したところ、同課から家事使用人が「労働者」となる要件は3点あり、①労働時間の管理がなされていること、②他の労働者と同等の賃金が出ていること、③生活実態や生計が同一でないことを示された。

25 原告ら知的障がい者はある程度の労働力を提供しているが、 らとの関係性は、労働力の提供を中心として構成された関係ではなく、生

活を中心に構成されたものであり、上記①～③を考慮すると原告らは「労働者」ではなく、里親である■■■■、被告■■■■は障害者虐待防止法の「使用者」に該当しないというべきである。

(イ) 同イについて

争う。

原告らはネグレクトの事実について何ら主張していない。

(ウ) 同ウについて

争う。

前記のとおり原告らは「労働者」ではなく、生活費の応分の負担をすべきであった。

ウ 同(3)について

争う。

(5) 同5「国家賠償法上の違法性の存在」について

ア 同(1)「違法となる作為」について

(ア) 同ア「行政の作為が違法となる場合」について

特に争わない。

(イ) 同イ「本件の場合」について

争う。

そもそもe-ふらっとは虐待調査を行おうとはしていなかった。虐待と主張していたのは一部の職員に過ぎない。

e-ふらっとは被告恵庭市より恵庭市障害者相談支援事業を受託していたところ、障害者虐待防止センター事業として「障がい者虐待についての通報又は届出の受理」と被告恵庭市が負う義務と同等の業務を被告恵庭市から受託していた(乙1、恵庭市障がい者相談支援事業仕様書4頁(3)①)。

平成29年2月8日、障がい福祉課職員2名とe-ふらっと職員2名で

■牧場を直接訪問し、原告らの生活状況を確認し、聞き取りを行っているが、e-ふらっとは組織として、その後なんら虐待調査も行ってないし、虐待通報も行ってない。

また、「被告恵庭市が単独で扱っていく」と記録された発言は前記のとおり障がい福祉課がe-ふらっとに対し原告らの総合相談所への送迎を依頼したのに、依頼を受けもせず虐待だというのであれば、原告らが総合相談所に行く方法についてはe-ふらっとには頼まず市で考えるという趣旨の発言をしたにすぎない。

以上のとおり、被告恵庭市は、調査妨害及び隠蔽工作など何ら行っておらず、原告らの主張は被告恵庭市に対する誹謗中傷であり、本書を通じて強く抗議する。

イ 同(2)「違法となる不作為」について

(7) 同ア「行政の不作為が違法となる場合」について

第1段落については争わない。当然である。

第2段落は争う。

原告らの主張は、被告恵庭市として虐待が生じていることを認識していたとの前提を決めつけての主張にすぎない。

(i) 同イ「本件の場合」について

a 同(7)について

争う。

被告恵庭市が原告らの生活状況を把握していたから、金銭管理の状況に関する調査を行うべきだったとの主張は、何ら具体的事実を摘示しないままの主張に過ぎず、北海道に対する通知義務を負っていたとの主張も何ら具体的な事実の前提を欠いた、紋切り型の主張にすぎない。

b 同(i)について

争う。

通常の場合より高度な義務を負っていたのとの主張は、何ら根拠のない言い切りにすぎない。

5 なお、障がい福祉課の育恵会への関わりであるが、育恵会の構成員や事務局を担っている人は知的障がい者を受け入れしている牧場や畜産を営んでいる里親たちであり、案内文や総会資料などの文書作成をはじめ事業収支の作成などを不得手としていた里親たちから頼まれて障がい福祉課職員が事務局作業を手伝っていたものである。また、年に一度行われていた総会という名目の旅行に係る費用の負担を軽減
10 させるため、障がい福祉課長が市のバスを借り上げ使用させていた。このように、障がい福祉課は事務局業務の多くを手伝っていたが、団体の金銭管理はせず運営に立ち入ることはなかった。原告らと顔を合わせるのは、年に一度旅行出発時に見送るときだけであったことから、障がい者の顔と名前が一致しない状況であり、事務局の立場から原告らの存在を強く認識してはおらず、深く関わってもいなかった。
15

c 同(ウ)について

争う。

前記のとおり被告恵庭市は、 が元市議会議員（議長）であったことで、忖度する理由も必要もない。

20 原告らの主張は、全くもって的外れな主張であり、原告らというより原告代理人の記載した主張は、e-ふらっとの一職員の邪推及びその邪推に原告ら代理人らが乗じたものに他ならない。

ウ 同(3)「小括」について（訴状では(4)小括となっているが(3)の誤記と史料）
争う。

25 (6) 同 6 「被告の故意・過失及び因果関係」について

ア 同(1)について

被告恵庭市に故意、過失があったとの主張は争う。

イ 同(2)について

争う。

「それにより」とあるが、「それ」とは何のことを指しているのか明らかにされたい。

一般口語として、「それ」、「これ」、「あれ」などを使用するが、訴状は事実及び法律上の主張である、可能な限り特定されたい。

(7) 同7「原告らの損害」について

同(1)ないし(4)は争う。

8 同第8「結論」について

争う。

第3 恵庭市の主張

1 恵庭市と原告らの関わり合いについて

(1) 育恵会の訴外■■■■氏からの情報提供及び■■■■牧場への訪問について

ア 障がい福祉課は、平成28年7月8日、育恵会の訴外■■■■氏から次のとおりの電話連絡を受けた。

「■■■■牧場を訪問した獣医から、■■■■牧場で住み込みで働いている障がい者が、親方から酪農を止めるのでこれからは仕事もないので勝手にしろと言われて困っているという相談を受けた。障がい者が困っているようです市で確認して欲しい。」

イ 上記電話を受けた恵庭市障がい福祉課■■■■主査は、障がい者を受け入れていた里親たちの高齢化に伴い、現在、受け入れられている原告らも、いつかは施設やグループホームに入ることが必要になるであろうと考えていたが、その時期が早まったと感じたのと同時に、里親である■■■■から

「勝手にしろ」と言われたということであるから、原告らが家を追い出されるのではないかと心配し、■■■■牧場を訪問して状況を確認しなければならないと考えた。

しかし、それまでに■■■■牧場で暮らす原告らに関して、障がい福祉課が直接関わったことはなく、伝え聞いた話を基に訪問することになるため、
5 訪問の口実として、同年8月29日に予定していた育恵会の親睦会開催の案内文を育恵会の会長である■■■■に確認してもらおうという用件を作り、■■■■主査及び■■■■課長の2名が、当日のうちに■■■■牧場を訪問した。

ウ 訪問時、■■■■は老人会の会合に出かけていて不在で、夕方4時半頃までは戻って来ないと被告■■■■から言われたことから、再訪することを被告■■■■に伝えて2名は一旦帰庁した。

また、障がい福祉課ではこの原告らが住居を失うかもしれないと考えたことから、新たな居住先の候補となる恵庭市内のグループホームの空き状況について調査することとし、14時30分頃■■■■主査及び■■■■主任が調査の協力依頼のためe-ふらっとを訪問した。

エ 16時30分ころ、■■■■主査及び■■■■課長の2名が■■■■牧場を再訪したところ、自宅前に■■■■がいたことから、その場で育恵会の案内文を確認してもらい、併せて、平成28年2月に開催された育恵会総会の場で、障がい福祉課■■■■主任が里親たちに説明した原告らの療育手帳取得の必要性について再度説明をし、後日、療育手帳取得の手続きについて説明に来ることを伝え、障がい者の対応などで困っていることがないかを尋ねた。

これに対し■■■■からは、牧場を止めたこと、3人の障がい者の面倒をみるのが大変であること、3人の中でも原告■■■■のことは家族のように思っていることなどの話があった。

その後、上記■■■■に手帳取得への協力を依頼し■■■■主査及び■■■■課長は帰庁した。当日の訪問の結果、週明け（7月11日以降）に■■■■に

電話をして、障がい者の手帳取得に向けた判定依頼調査書の作成に協力を依頼することとした。

オ ■■■■は、協力することは約束したが、夏場は農業の繁忙期であるため訪問などは農閑期にしてほしいと要請してきたため、障がい福祉課では農閑期にあらためて訪問することにした。

(2) e-ふらっとに対する協力要請等について

障がい福祉課■■■■主査は、平成28年12月21日、e-ふらっとを訪問し、原告らの新たな居住先となる可能性がある恵庭市内及び近郊（千歳市及び北広島市）のグループホームの空き状況について把握したいため、空き状況の調査について協力してほしいと要請した。

(3) 平成28年12月27日の■■■■牧場への訪問について

ア 障がい福祉課■■■■主査と■■■■主任の2名は、平成28年12月27日、■■■■牧場を訪問した。12月になり農閑期となったことから、手帳の取得やグループホームの紹介などが目的であった。

イ ■■■■牧場の敷地に公用車を止め、2名が車から降りると、付近を雪かきしていた原告ら3名が「なにか御用ですか？」という感じで近づいてきて、挨拶を交わした。

原告ら3名は、訪問してきた2名を無視したり、避けたり、拒絶するような態度ではなく、むしろ、何か話しかけてくるなど人懐っこいような印象であった。その後、自宅から■■■■が外に出てきて立ち話となった。

■■■■は、■■■■主査と■■■■主任に対し、療育手帳の判定日について了解し、総合相談所まで3人を連れて行こうと思っている、グループホームについては、今は仕事がないが春からは畑作をやろうと思っているので、畑があれば3人の仕事があるので手放す必要はないと言い、牧場は閉鎖したが畑があることからしばらくは3人と暮らしていくつもりであると伝えてきた。

ウ ■■■主査は、この訪問の際、原告ら3名については、やや薄汚れた身なりであったことのほか、住居として2階建てで設置されていたスーパーハウスの室内の様子もきれいとは言えない状況が目視できたことから、■■■主査は虐待のような状況があるかもしれないとの懸念を抱いた。

そこで、帰庁後、■■■夫妻と面談する者と障がい者と面談する者などで体制を整えた上で、改めて■■■牧場を訪問することを■■■主査と■■■主任で話し合った。

(4) 障がい福祉課とe-ふらっととの間のやりとりについて

療育手帳の判定日は、平成29年1月31日午前9時30分であったが、送迎を行うはずであった■■■から平成29年1月26日、障がい福祉課に「用事があり、連れて行けなくなった」という連絡が来た。

そこで、障がい福祉課■■■主査は、e-ふらっとへ電話し、e-ふらっとで原告らを総合相談所へ送迎することを依頼した。

結局、e-ふらっとは、タクシー代わりではないとの理由から送迎を拒否したが、同日から同年2月3日までの間、障がい福祉課は、総合相談所への送迎の可否や■■■牧場の訪問の日程調整等をe-ふらっととの間で打ち合わせを行った。

その結果、上記のとおり原告らの送迎は断られたが、■■■牧場に対する訪問は平成29年2月8日訪問することになり、e-ふらっとから2名が同行することになった。

(5) 平成29年2月8日の■■■牧場への訪問について

ア 障がい福祉課■■■主査、■■■主任、e-ふらっとの■■■管理者及び■■■相談員計4名は、平成29年2月8日、市の公用車に同乗して■■■牧場を訪問した。同訪問の主たる目的は、①障がい者3名の手帳取得の促進について、②グループホームの紹介について、③相談先となる「e-ふらっと」の紹介についてであった。

イ 到着後、訪問者4名は、[]及び被告[]に聞き取りを行った。

聞き取りの結果については次のとおりである。

・仕事については、酪農をやめて、野菜の畑をしていること、原告らは牛の世話をしていたがこれからは畑の仕事をしてもらおうと[]が話した。

・家族のことについては、[]夫婦と息子夫婦、孫が1人いる。

・食事のことについても聞き取りを行っているが、朝夕は障がい者3名を含めた8名で[]の自宅で一緒に食べていること、昼は弁当を持たせて各自で食べている。

・入浴や整容のことについて、入浴や髭剃りの声掛けはしているが障がい者は入ろうとしない。髭剃りも自分でできるが、声をかけないと剃らないが、今日は来客があるので剃るように伝えるとみんな剃った。

・年金や経済的なことについては、年金は本人達の生活に使っていること、お金は本人名義の通帳で管理していると[]が言っていた。

・健康については、必要な医療について健診は受けていないが、[]さんは心臓に問題がある方で病院に行っている。

5年ほど前の話だが、食べないなど様子がおかしかったので、恵み野病院に連れて行ったところ、心臓が弱っていると言われ手術を受けた。

薬は妻（[]氏）がセッティングして朝・夕の2回飲んでい

ウ 次に、障がい福祉課[]主査と[]主任の二人は[]及び被告[]にグループホームなどサービス利用などについて説明を行い、質問を受けた。

また、e-ふらっとの[]管理者と[]相談員は原告らに聞き取りを行っていた。

エ その後、訪問者4名が合流して、[]の同意をとり原告ら3名の居住を見せてもらい、生活環境を確認することとした。

原告[]及び原告[]はスーパーハウスを一棟ずつあてがわれており、

原告■■■■にもプレハブがあてがわれていた。

障がい福祉課■■■■主査の認識によると、原告ら3名の部屋はあまり整ってはおらず、雑然としていたが、ストーブやテレビなど生活に必要なものは存在していた。原告ら3名は多少薄汚れた身なりであり、部屋が雑然としていたが、挨拶を交わした時の人懐っこい感じはそのままであって、原告■■■■及び原告■■■■はよく話していたが、原告■■■■は口数が少なかった。

オ 障がい福祉課は、以上の■■■■牧場の原告ら3名の環境調査及び聞き取りからは、身体的虐待のサインの各項目、心理的虐待のサインの各項目、放棄・放任のサインの各項目、経済的虐待のサインの各項目について、どの項目についても明確に該当する項目はなく、年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らないの項目についても、該当するという確認は取れず（乙2、「恵庭市における障がい者虐待の防止と対応（マニュアル）」14頁）、保護を求めているようなことも確認できなかったことから、緊急性はないものと判断した。

2 虐待に関する被告恵庭市の認識について

- (1) 前記のとおり障がい福祉課は、平成28年7月8日から平成29年2月8日にかけて、■■■■牧場で暮らす原告ら3名と関わった。
- (2) 始まりは、当該原告らが、住む場所を失うかもしれないという差し迫った状況の知らせが寄せられたことによるものであったが、■■■■牧場の牧場主に確認した結果、差し迫った事態にはないことが分かった。

しかし、■■■■牧場が経営破綻したといった状況が確認されたことから、原告らが将来に亘って■■■■牧場で暮らしていくことに不安が残ったため、障がい福祉課としては、後の障害福祉サービスに繋げられるよう、療育手帳の取得を進めることを最優先事項とした。

- (3) また、こうした確認をするため牧場を訪れるに当たり、居所を失った場合

の居住先となるグループホームの空き状況の調査についてe-ふらっとに協力を依頼した。手帳取得に向けては、原告ら3名を総合相談所に連れて行く必要があり、当初は■■■■が連れて行くこととなっていたが、用事ができたので判定日に連れていけなくなったとのことから、e-ふらっとの協力を得て連れて行けないか依頼をした。

いずれもe-ふらっとの協力は得られなかったが、こうした依頼の話をする中で、e-ふらっとの職員はこの案件を「虐待」と主張している。このe-ふらっと職員の主張は、被告恵庭市のお話を聞いただけで行われたものであるが、被告恵庭市として虐待があったとは判断しておらず、虐待事案だと伝えてもいない。

(4) 知的障がい者に関して何か問題が起きたときは、障がい者の生活場所が家庭であれ施設であれ里親の下であれ、虐待の事実がないかといった視点をもって対応に当たることは障がい福祉課の担当者であればある意味当然であり、■■■■牧場で暮らす原告らの様子を見に行ったら、■■■■主査、■■■■主任のいずれもがそうした視点で生活の様子を観察していた。

平成28年12月27日の訪問時、原告らはやや薄汚れた服を着ていたり、住居として与えられていたスーパーハウスの室内がきれいと言える状況にはないなどの状況であったが、牧場主の家族と一緒に朝食・夕食を取り、昼食には弁当が用意されていたほか、生活に関しての不満などを訴えることもなくネグレクトや身体的虐待を疑う要素はなかった。

原告らの年金については、■■■■牧場の経営が思わしくないという要因はあったが、そのことをもって直ちに牧場主が年金を搾取しているのではないかと疑うことは根拠となる事実が何もないため邪推でしかない。

もっとも、e-ふらっとの職員が障がい福祉課のお話を聞いただけで虐待を主張したのは、障がい福祉課の虐待可能性を疑う一般論及び原告ら3名を何とかして総合相談所に連れて行きたくてe-ふらっとに協力を依頼する中で誇張し

た表現があった可能性もある。

- (5) 以上のとおり、被告恵庭市としては具体的に原告らの虐待を認識していなかったし、具体的な虐待可能性の認識を有するような状況にはなかった。

なお、障がい福祉課の話聞いただけで、虐待を主張していたe-ふらっとは、平成29年2月8日の■■■■牧場を訪問し、実際に障がい者達と面談した後は、虐待通報や市に対する虐待対応の要求はしていない。

3 虐待案件に関する市の道への通報義務について

(1) 市の障がい者虐待への取組について

平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、同月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室が「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」の冊子を作成し、全国の地方自治体に通知した。

これを受けて被告恵庭市は、平成25年3月、上記冊子で示された内容に準じた「恵庭市における障がい者虐待の防止と対応（マニュアル）」（乙2）を作成し、当該マニュアルに沿った障がい者虐待への取組をはじめた。

被告恵庭市は、障がい者虐待対応窓口として恵庭市障がい者虐待防止センターを設置し、その業務を「社会福祉法人恵庭光風会」に委託をし、同法人の事業所であるe-ふらっとがその業務を担っている（乙1）。

(2) 使用者による障がい者虐待防止等のスキームについて

使用者による障がい者虐待の通報等については、障害者虐待防止法は次のとおり定める。

第22条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した

者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道

府県に届け出ることができる。

3-4 略

第23条 市町村は、前条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第24条 都道府県は、第22条第1項の規定による通報、同条第2項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

(3) 被告恵庭市の北海道への通報義務について

原告らは、被告恵庭市について、「どんなに遅くとも（2017年（平成29）年2月末までに■■■■牧場に対する指導を行うとともに、北海道に対する通知を行う義務を負っていたと主張する。

しかし、被告恵庭市は、原告ら3名のいずれかが■■■■牧場において使用者から虐待を受けているという通報を受けていない。

また、原告らからも虐待を受けたという申出を受けていない。

障害者虐待防止法第23条に基づく通知義務は同法第22条第1項に規定する通報を受けたとき及び同条第2項に規定する届出があったときであり、そうした通報及び届出が出されていない状況にあってはそもそも通知すべき事項がなく、被告恵庭市が通知する義務を負っていたとの主張はそもそも失当である。

もっとも、被告恵庭市が虐待の事実を知った者であった場合、被告恵庭市が自ら虐待対応を行うか北海道に通報するということが考えられる。

しかし、前記聞き取り調査のとおり、当時被告恵庭市は本件に関し原告らが虐待を受けていたという事実を把握していないことから、北海道に通報すべき事項はない。

なお、繰り返しになるが一部職員が虐待の主張をおこなっていたとするe-ふらっとも、平成29年2月8日■■■■牧場を訪問し、原告らと面談した後は虐待案件として扱った記録がなく、虐待通報も行っていない。

(4) 里親の使用者該当性について

原告らは、障害者虐待防止法に規定する使用者虐待の存在を前提に、被告恵庭市に北海道に対する通知義務を負っていたと主張する。

しかし、前記のとおり■■■■及び被告■■■■らは、里親であり、原告らは家事使用人に過ぎにすぎない。

北海道労働局雇用環境・均等部指導課によると、同課から家事使用人が労働者となる場合の要件は、①労働時間の管理がされていること、②他の労働者と同等の賃金が出ていること、③生活実態や生計が同一でないことであると示された。

原告らはある程度の労働力を有しているが、牧場主との関係性は雇用を中心として構成された関係ではなく、生活を中心に構成されたものであり、上記①から③の要件を考慮しても原告らは「労働者」ではなく、里親である■■■■及び被告■■■■も同法の「使用者」に該当しない。

したがって、使用者虐待の存在を前提にした原告らの主張は失当である。

4 国家賠償法の不成立

(1) 作為の違法性について

被告恵庭市は、原告らに対する虐待の事実を認識していない。また、虐待可能性があったにもかかわらず、■■■■が元市議会議員（議長）ことを付度してe-ふらっとの虐待調査を妨げる行為もしていない。

被告恵庭市が、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」という趣旨をe-ふらっとに申し向けたのは、原告らの総合相談所への送迎依頼に協力しないばかりか、■■■■牧場への訪問、原告らへの聞き取りも行っていないにもかかわらず、
5 虐待を主張するe-ふらっとの職員に対し、総合相談所への送迎を依頼したのに、依頼を受けもせず虐待だというのであれば、原告らが総合相談所に行く方法についてはe-ふらっとには頼まず市で考えるという趣旨の発言をしたにすぎない。

したがって、被告恵庭市は作為の違法性を欠く。

10 (2) 不作為の違法性について

前記のとおり被告恵庭市は、虐待の疑いを強く認識しておらず、また、■■■■
■■■■に対する忖度など皆無であった。

したがって、被告恵庭市は不作為の違法性も欠く。

15 (3) 故意・過失及び因果関係について

上記のとおり、被告恵庭市においては、虐待の事実及び虐待の疑いについて認識しておらず、仮に原告らが虐待されていたとしても、原告らの虐待を放置した故意はなく、虐待疑いを認識しうる事情もなかったことから過失も
20 ない。

以上のとおり、被告恵庭市には故意・過失は存在せず、作為または不作為の違法性も欠いており、仮に原告らに何らかの損害が存在するとしても作為または不作為と損害の間には因果関係は存在しない。

5 結論

以上のとおり、原告らの被告恵庭市に対する国家賠償法1条1項の請求は要件を欠く。
25

よって、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

以上